

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成 16 年病院局管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県病院局が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県病院事業管理者 挟間 章博

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第 3 号様式。以下「確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（参考様式 1）

なお、病院経営課へ令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時までに提案協議書（第 5 号様式）（カタログ等を含む）を持参、郵送又はファクシミリで提出すること。

イ 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(様式任意（参考様式 2）)

申請者の登録印により証明を行うこと。

ウ 保守及び修理体制に関する調書（様式任意（参考様式 3）)

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限・場所及び発送日

提出期限：令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 5 時まで

提出場所：福島県福島市中町 8 番 2 号 病院局病院経営課

なお、申請書類は郵送（期限必着）を可とする。

発送日：令和 8 年 7 月 28 日（火）

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

提出期限：令和 8 年 8 月 5 日（水） 午前 10 時

提出場所：福島県福島市中町 8 番 2 号 福島県自治会館 4 階 福島県病院局会議室

(3) 開札の日時及び場所

日時：令和 8 年 8 月 5 日（水） 午前 10 時

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5(2)で指定した日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

イ 委任状（第7号様式） 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

郵送による入札については、二重封筒の表封筒に入札書在中と朱書きし、書留郵便により、令和8年8月4日（火）午後5時15分までに5(1)に規定する場所に必着のこと。

7 入札保証金

福島県病院局財務規程第192条第1項第5号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとするが、その日時及び方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記12の(6)～(7), (9)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県病院局病院経営課（電話：024-521-7229、ファクシミリ：024-521-7924）に令和8年7月15日（水）までに説明を求めること

ができる。

福島県病院局は、福島県病院局ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の**いずれか**に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の**いずれか**に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札書の無効

次の各号の**いずれか**に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (5) 鉛筆書きによる入札書
- (6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (7) あて先、商号又は名称、押印の**いずれか**がない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
- (8) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない

い入札書

- (9) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札書

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 財務規程第174条各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項は、契約書(案)及び財務規程による。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、病院経営課

(byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp)宛てに電子メールにより提出すること（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする）。なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

別記 1（契約保証金の減免）

第 174 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、最近において国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。以下第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)～(9)

(略)

第1号様式
(ファクシミリ送信(番号024-521-7924))

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県病院局病院経営課長

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ ()

案 件 名	病院局電気自動車入札
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県病院局病院経営課長

案 件 名	病院局電気自動車入札
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県病院事業管理者 挾間 章博 様

(〒 —)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)

F A X 番 号 (— —)

(作成担当者職・氏名)

令和8年7月10日付け公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けた
いので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自
治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約しま
す。

記

1 参加希望品名 病院局電気自動車

2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿 登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無

有 ・ 無

4 福島県内の支店又は営業所の名称等 ※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

(1) 名 称：

(2) 住 所：

(3) 電 話 番 号：

(4) F A X 番 号：

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県病院事業管理者 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名	病院局電気自動車	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

※資格確認申請書の提出期限は令和8年7月24日（金）午後5時です。

入 札 書 (見 積 書)

金 額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品 名 病院局電気自動車
納入場所 福島県病院局病院経営課
納入期日 令和8年3月26日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和8年 月 日

住 所

商号又は名称

※1

代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県病院事業管理者 挟間 章博 様

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件責事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

くじ実施時番号：

--	--	--

注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）

2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

3 再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。

4 ※1において押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

5 くじ実施時番号には、くじとなった際に使用する任意の3桁の数字を記入すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和8年8月5日に執行される「病院局電気自動車」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県病院事業管理者 挾間 章博 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要)

(参考様式1)

納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料

令和 年 月 日

福島県病院事業管理者 挾間 章博 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

案件名「 病院局電気自動車 1台 」

○納入予定製品

[車種: _____ グレード: _____]

[型式: _____ 車体色: _____]

※通常販売価格の総額（定価ベース・税込価格）で回答願います。

(1) 車両本体 _____ 円

(2) 付属品等 _____ 円

(3) リサイクル料 _____ 円（非課税額）

(4) 登録手続費用等 _____ 円

合 計 _____ 円（提案協議書の定価欄と一致すること。）

※自賠責保険、自動車税及び自動車重量税は計上しないこと。

（参考様式なので、利用する場合には修正等は自由です。）

(参考様式2)

確 約 書

令和 年 月 日

福島県病院事業管理者 挟間 章博 様

申 請 者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

案件名「 病院局電気自動車 1台 」

本件について受注した際には、指定の納入期日である令和9年3月26日（金）までに製品を必ず納入することを確約いたします。

(参考様式なので、利用する場合には修正等は自由です。)

保守及び修理体制に関する調書

令和 年 月 日

福島県病院事業管理者 挟間 章博 様

申 請 者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

案件名「**病院局電気自動車 1台**」

本件について、店舗等の連絡先、保守及び修理に関して下記（別紙）のとおりサービス体制を整えており、適切な対応を致します。

（注）店舗等の連絡先、保守及び修理に関する資料を添付するか余白に記載すること。

（参考様式なので、利用する場合には修正等は自由です。）

購入契約書(案)

品目及び数量 病院局電気自動車 1台
[車名: グレード: 型式:]

契約金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也)
(注)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に10/110を乗じて得た額である。

納入期限 令和8年3月26日
(分納期間)

納入場所及び納入方法 別紙仕様書のとおり

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県病院局」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙内訳書、仕様書及び図面にに基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。なお、甲の検査は、主務大臣の定める規定に基づき車体検査が完了し、自動車

使用許可を経た後とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権及び違約金)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第12条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この

条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生責務者等

3 第1項の規程にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規程に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除を通知した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、

乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号から第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 福島県福島市中町 8 番 2 号
福島県
福島県病院事業管理者 挾間 章博

乙